

井手町高度地区

| 種類      | 面積        | 建築物の高さの最高限度   | 備考               |
|---------|-----------|---|------------------|
| 第一種高度地区 | 約 141.5ha | 建築物の各部分の地盤面からの高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線、又は、隣地境界線までの真北方向の水面距離に 0.6 を乗じて得たものに 10mを加えたもの以下であつて、かつ、15mをこえてはならない。  | 第一種住居地域<br>準住居地域 |
| 第二種高度地区 | 約 84.8ha  | 建築物の各部分の地盤面からの高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線、又は、隣地境界線までの真北方向の水平距離に 1.25 を乗じて得たものに 10mを加えたもの以下であつて、かつ、15mをこえてはならない。 | 近隣商業地域<br>準工業地域  |
| 第三種高度地区 | 約 10.3ha  | 建築物の各部分への地盤面からの高さは、その最高限度を 31 メートルとする。  | 工業地域             |
| 計       | 約 236.6ha |   |                  |

制限の緩和措置

1. 北側の前面道路の反対側に水面、線路敷その他これらに類するものがある場合又は建築物の敷地が北側で水面、線路敷その他これらに類するものに接する場合には、当該前面道路の反対側の境界線又は当該水面、線路敷その他これらに類するものに接する隣地境界線は、当該水面、線路敷その他これらに類するものの幅の 2 分の 1 だけ外側にあるものとみなす。
2. 敷地の地盤面が北側隣地（北側に前面道路がある場合においては、当該前面道路の反対側の隣接地をいう。）の地盤面から 1 メートル以上低い場合の北側斜線（北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の各部分の高さの最高限度である線）は、当該敷地の地盤面と北側隣地の地盤面との高低差から 1 メートルを減じたものの 2 分の 1 だけ高い位置にあるものとみなす。